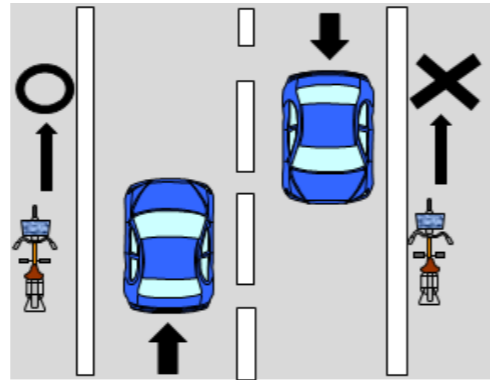


自転車を安全に利用しましょう

加害者にも被害者にもならないために



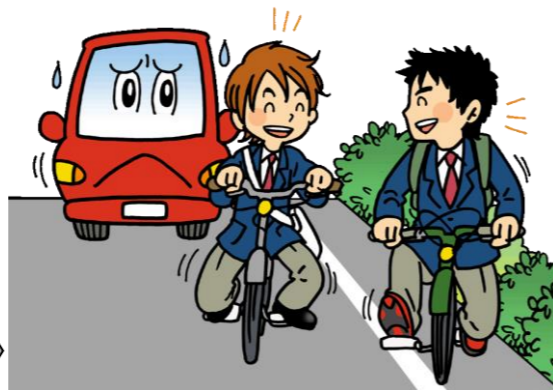
①歩道と車道の区分がある道路では、車道を通行しましょう。歩道の通行が認められているときは、車道寄りをゆっくり通行しましょう。



②車道を通行するときは、車道の左側の端に寄って通行しましょう。

③酒気帯び運転をしてはいけません。法律でも禁止されています。

④2人乗りなど、他の人を乗車させて運転してはいけません。

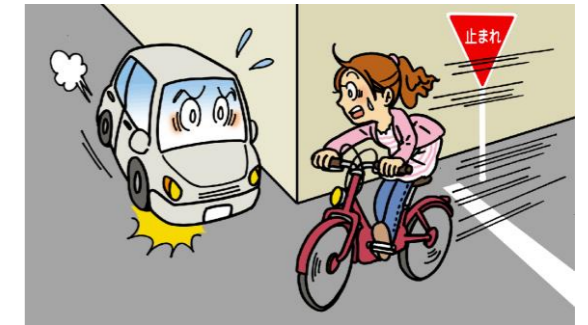


⑤他の自転車と並んで運転してはいけません。

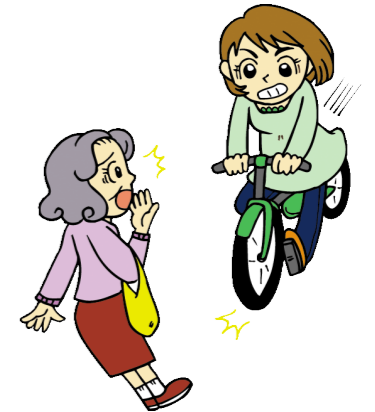
⑥夜間や前方が暗くて見えにくいときはライトを点灯しましょう。



⑦信号機のない交差点を通行するときは、一時停止の道路標識等を必ず守り、ゆっくり進んで、安全の確認を行いましょう。

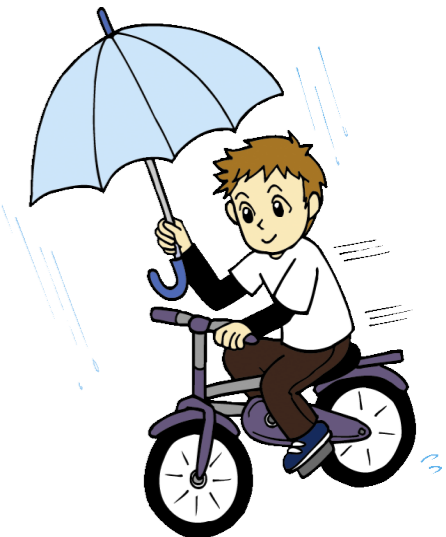


⑧信号機のある交差点を通行するときは、その信号を必ず守り、安全の確認を行いましょう。



⑨歩行者の通行を邪魔してはいけません。ベルを鳴らして、よけさせることもしてはいけません。

⑩傘を差した状態、視野を妨げた状態、不安定な状態で運転してはいけません。



⑪携帯電話やスマホ等を手で持って通話、操作、注視しながら運転してはいけません。

⑫イヤホンで音楽を聴きながら運転するなど、安全な運転に必要な周りの音が聞こえない状態で運転してはいけません。